

# 第 26 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 27 日

士別市農業委員会

## 第 26 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 7 月 27 日（木曜日）  
午後 1 時 30 分開会  
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- 日程第 1 報告第 1 号 士別市農業経営改善計画の認定について  
日程第 2 報告第 2 号 農地所有適格法人の事前審査について  
日程第 3 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について  
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

---

### 出席委員（25 名）

- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1 番  | 上野浩二君  | 2 番  | 湯浅悦子君  |
| 3 番  | 山下篤君   | 4 番  | 松井薫君   |
| 5 番  | 古川昇君   | 6 番  | 新田康仁君  |
| 7 番  | 森野良次君  | 8 番  | 鈴木淳一君  |
| 9 番  | 寺崎徳仁君  | 10 番 | 中澤弘幸君  |
| 11 番 | 工藤修一君  | 12 番 | 岡崎京子君  |
| 14 番 | 柳眞由美君  | 15 番 | 梅津宣保君  |
| 17 番 | 沼舘初男君  | 18 番 | 鈴木茂樹君  |
| 19 番 | 佐久間弘美君 | 20 番 | 渡辺亨君   |
| 21 番 | 村上幸博君  | 22 番 | 栗本勝君   |
| 23 番 | 中山義隆君  | 24 番 | 鈴木庄一郎君 |
| 25 番 | 小野寺悦子君 | 26 番 | 木下一彦君  |
| 27 番 | 保科隆志君  |      |        |

---

### 出席説明員（4 名）

- |      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君  |
| 主査   | 梶山賢一君 |
| 主査   | 小林泉君  |
| 主事   | 佐々木濤君 |
-

#### 4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

##### ●議長（保科隆志君）

第26回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、22番 栗本勝委員、23番 中山義隆委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

##### ○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「遠藤委員」「本間委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

##### ●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

##### ○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●の再認定、2件の変更認定がありました。

なお、累計は、先月比 増減無しの 434件 となっております。

以上で報告を終わります。

##### ●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

##### ●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

---

##### ●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 農地所有適格法人の事前審査について事務局より内容の説明をいたします。

##### ○事務局（小林 泉君） 農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、株式会社●●●●より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。

農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として初めて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し、要件に適合するか審

査するものであります。

申請があった法人、株式会社●●●●、代表取締役●●●●、構成員2名、主業種、農業とする法人であります。令和5年6月21日に審査の申出があり、7月4日に審査会を開催いたしました。審査委員は、保科会長と法人が多寄町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員により審査を行いました。

審査の結果、農地所有適格法人としての要件である形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の5つの要件を全てを満たしていると判断されました。

なお、農地所有適格法人としての認定日につきましては、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利移転の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町30線西、地番、●●●●の内、地目、公簿、田、現況、宅地、面積675㎡、証明の必要理由、所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、昭和50年に納屋を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、東8条4丁目、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積あわせて340㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、住宅を建設するため、昭和45年に農地法第5条の許可を受けており、現在も宅地として利用されている土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、南土別町、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、田、現況、宅地・雑種地、面積あわせて2,132㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地●●●●・●●●●につきましては、昭和55年に住宅を建設し、●●●●につきましては、昭和43年に納屋を建設し、宅地及び雑種地として現在も利用されています。本来、転用案件であります。土別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから、15年以上が経過しているため、現況証明を

するものであります。

番号4番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町31線東、地番、●●●●の内、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積400㎡、証明の必要理由、所有権移転登記。

本申請地につきましては、認定電気通信事業者が中継等を設置し、農地法の転用許可不要案件であり、現在も中継塔を設置し、雑種地として利用されている土地であります。

番号5番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●の内、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積400㎡、証明の必要理由、所有権移転登記。

本申請地につきましては、日本放送協会がアンテナを設置するため、平成20年に農地法第5条の許可を受けており、現在も雑種地として利用されている土地であります。

番号6番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、上士別町26線北、地番、●●●●外3筆、地目、公簿、田、現況、原野、面積あわせて1,295.02㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も原野として利用されている土地であります。

現地確認につきましては、番号1番は6月21日に、番号2番～5番は7月12日に、番号6番は7月11日に、いずれも各担当地区農業委員3名～5名により実施をしております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町30線西、地番、●●●●の内、地目、田、面積18,292㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町45線東、地番、●●●●、地目、畑、面積1,353㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町30・31・32線東、地番、●●●●外18筆、地目、畑、面積516,765㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積17,845㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外3筆、地目、田・畑、面積48,168㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由について

は、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町（41線東）、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積7,413㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町（4線東）、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積1,528.9㎡、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（34線東）、地番、●●●●外20筆、地目、田・畑・用悪水路、面積95,793.48㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（32線東）、地番、●●●●外2筆、地目、田・畑、面積25,077㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（40線東）、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積133,712㎡、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（32線東）、地番、●●●●外8筆、地目、畑、面積17,108.91㎡、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（33線東）、地番、●●●●、地目、畑、面積49,475㎡、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号10番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西4条7丁目、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積11,589㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号11番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町（10線東）、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積14,507.73㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号12番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町（33・34・35・36線東）、地番、●●●●外96筆、地目、畑・用悪水路、面積3,111,034㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号13番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町（33・35・36・38・39線東）、地番、●●●●外60筆、地目、田・畑・用悪水路、面積433,429.67㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号14番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町（30・31・32線東）、地番、●●●●外18筆、地目、畑、面積516,765㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

以上、14 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、土別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 3 番について松井委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 26 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 2 時 00 分 閉会）